

第16章 環境問題に関する知識の普及等

第1 快適環境府民会議の開催

近年、生活様式の質的な向上や余暇時間の増大等を背景として、府民のニーズは身近により質の高い環境を求めようようになっており、ゆとりやうまいのあるアメニティ豊かな快適環境の創造を進めていくに当たっては、府民の理解と主体的な参加を欠かすことはできない。

このことから、快適な環境づくりに対する府民の積極的な取組みを呼びかけるため、広く府民が集い、大阪の快適環境づくりを共に考え、語り合い、知恵やアイデアを出し合う場として「快適環境府民会議」を昭和58年度から開催している。

昭和62年度における快適環境府民会議の概要は次のとおりである。

開催日	昭和62年6月13日(土)
会場	よみうり文化ホール
参加者	約600名
テーマ	地域文化を生かしたまちづくり
プログラム	基調講演 「地域の文化とアメニティ」 谷 沢 永 一 (関西大学教授)
事例報告	・「大阪におけるまちづくりの現状」 (水谷 顕 介 都市計画家) ・「地域文化を生かした住民主体の町づくり」 (木原 勝 彬 (社)奈良まちづくりセンター代表)
パネルディスカッション	(パネリスト) 元 永 定 正 (画家) 清 野 博 子 (読売新聞婦人部次長) シルビァ野村 (主婦) 水 谷 顕 介 (都市計画家・建築家)
総括	総司会者 高 口 恭 行 (奈良女子大学助教授・ 建築家)

第2 環境月間行事の実施等

1 環境月間及び瀬戸内海環境保全月間行事の実施

国では、昭和48年から「世界環境デー」の6月5日を初日とする「環境週間」を設定して、環境問題に対する国民の責任と義務の自覚を促すため毎年各種の行事を実施している。

本府においては、国の「環境週間」を中心に毎年6月を「環境月間」とし、広く府民、事業者等に対して公害の防止と良好な生活環境の保全に関する意識の向上を図るとともに、府や市町村が推進する環境行政に対する理解と協力を求めることとしており、昭和62年度においては、環境月間街頭キャンペーン、快適環境府民会議、記念植樹等を行った。

また、昭和48年以降、瀬戸内海環境保全知事・市長会議の主唱により「瀬戸内海環境保全月間」が設定され（昭和52年度からは社団法人瀬戸内海環境保全協会が主唱）、府としても環境週間及び環境月間行事と併せて前年度に引き続き、広く瀬戸内海の環境保全に関する府民の認識を深めるため、各種の広報活動を行った。

昭和62年度における環境月間・瀬戸内海環境保全月間行事の実施の概要は表2-16-1のとおりである。

2 公害等に関する啓発等

(1) 広報パンフレット等の配布

府民及び事業者に対し、府の公害防止に関する各種施策の実施について協力を求めるとともに、環境保全に関する知識の普及を図るため、「大阪の環境」等のパンフレットや「建設廃棄物を適正に処理するために」等のリーフレット、並びに「環境月間」啓発用のティッシュを作成し配布した。また、府の環境行政を海外に紹介するため中国語版のパンフレット「大阪的水環境」を作成し配布した。

(2) 社団法人瀬戸内海環境保全協会の活動

瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、環境保全に関する調査研究等の事業を行うため、昭和51年12月に設立された社団法人瀬戸内海環境保全協会（瀬戸内海沿岸13府県5市、沿岸地区衛生組織及び沿岸漁業協同組合連合会等40団体で構成）では、瀬戸内海の環境保全に関する研修会、各種広報活動をはじめ、生物指標調査、清掃美化活動等の事業を推進するとともに、国に対し瀬戸内海の環境保全に関する諸施策の推進について要望を行った。

また、環境庁委託事業として昭和56年度から実施してきた瀬戸内海環境情報基本調査等の調査が完了した。

表 2-16-1 環境月間・瀬戸内海環境保全月間行事の概要（昭和62年度）

行 事 名	実 施 機 関	行 事 内 容	備 考	環 瀬	
府民とともに行動する	環境月間街頭キャンペーン	大豊 阪中 府市	一般府民が環境問題や自分達の住む街について考え、行動する契機とするため、環境がキール等の展示、環境啓発資料の配布やビデオ放映等を行った。（昭62.6.18）	参加者数約8,000名	※
	記念植樹	大日本 大阪 府市	「みどり」の環境創造の重要性を認識するため、大東公園でポークイカトによる植樹を行った。（昭62.6.14）	参加者数約700名	※
	海辺の教室	大瀬戸内 大阪 府市	海浜清掃及び生物観察会等を通じて、子供たちの環境保全に関する意識の高揚を図る契機とした。（昭62.6.28）	参加者数約200名	※
	子供のための公害監視センター環境デー	大 阪 府	小学生を対象に公害監視センター見学会を実施した。（昭62.6.28）	参加者数約60名	※
	子どもとともに「音」を考えよう	大 阪 府市	近隣騒音対策の一環として、園児、児童を対象に「紙しばい」や「ビデオ」を活用した啓発を行った。	参加者数約100名	※
会議を開催する	伏通環境 府民会議	大 阪 府	「好きやねん大阪」を合言葉に、地域の文化を活かしたアメリコ・カナメるさと大阪のまちづくりを府民とともに考え、語り合う場として、講演、パネルディスカッション等シンポジウム形式で開催した。（昭62.6.18）	参加者数約600名	※
	大阪自動車公害対策推進会議	大 阪 府市	自動車公害対策の推進を図ることを目的として開催し、62年度の活動方針と国への要望事項を決定した。（昭62.6.15）		※
	大阪自動車公害対策推進会議20周年記念講演会	大 阪 府市	自動車公害対策のあり方についての構想と実際に自動車公害問題に取り組まれている各界の方からの提言発表を行い、参加者の意識を高揚した。（昭62.6.15）	参加者数約840名	※
指導・検査等を行う	公害防止の自主点検の指導と立入検査の実施	大 阪 府	工場等に対して立入検査を強化し、規制遵守と公害防止のための自主点検の指導を行った。	実施件数 大気 490件 水質 846件	※ ※
	自動車排出ガス等街頭検査	大 阪 府市	自動車の排出ガスの街頭における検査の実施及び自動車排出ガス低減のための啓発を行った。		※
	多量排出事業者講習	大 阪 府市	多量排出事業者を対象に産業廃棄物についての講習会を実施した。	参加者数約140名	※
啓発・普及を行う	公害監視センターの一般公開	大 阪 府	公害監視センターを府民に公開した。		※
	ポスターの掲示	大 阪 府	<ul style="list-style-type: none"> 環境月間ポスター 環境週間ポスター 瀬戸内海環境保全月間ポスター 自動車公害防止啓発ポスター 		※ ※
	テレビ、ラジオ等による広報	大 阪 府	テレビ、ラジオ、新聞等の媒体を通じて、月間の趣旨等をPRした。		
	啓発用品の配布	大 阪 府	啓発用品を配付することにより、府民への啓発を行った。		※ ※

(注) 1 「環」は環境月間行事、「瀬」は瀬戸内海環境保全月間行事を示す。
2 ※は、それぞれの関係行事として実施したものである。

第3 水質環境モニタリング事業の実施

河川の水辺環境に生息する生物の実態を府民自らが観察することによって河川の水質状況を知り、水質保全の重要性についての理解と認識を深めることを目的として、府民参加による「水質環境モニタリング事業」を昭和57年度淀川流域を対象として開始し、昭和60年度から対象河川を府下全域に拡大して実施している。

昭和62年度においては夏季にモニタリング期間を設定し、モニターに「観察の手引」を配布し、この手引書にしたがって、水質環境の指標となる生物等（水生生物、魚、植物、鳥、川のようにす等）を府下の河川で観察してもらい、その結果を所定の「観察カード」で報告してもらった。また、この期間中にモニターに観察の方法、生物の生態等の知識を習得してもらうため、専門家の指導のもとで、野外観察会を4回実施するとともに、モニターの質的向上を図り、自主観察の定着化を促進するため研修会を2回実施した（表2-16-2）。

なお、モニターからの報告は、「'87府民のみた川」としてとりまとめ、水質保全の啓発活動を行った。

表2-16-2 水質環境モニタリング実施状況（昭和62年度）

モニタリング期間	7月20日～8月10日
観察報告数(名)	1,186
観察会の開催(回)	4
観察会参加者数(名)	1,284

研修会実施日	7月16日	7月20日
出席者数(名)	189	478
計	667	

第4 公害モニター制度の運営

公害の発生状況を把握し、府民の意向を公害行政に反映させるため、昭和44年度から大阪府公害モニター制度を設置しているが、昭和62年度における公害モニター（100名）の活動状況は次のとおりである。

担当地区における公害発生状況の報告件数は、総数335件で、そのうち公害が発生しているものとするものは14件（大気汚染2件、騒音・振動7件、水質汚濁2件、悪臭1件、その他2件）であり、これらの報告に基づき関係機関と協力してその処理を図った。

また、公害モニターが住民からの公害相談に応じたものは8件（水質汚濁3件、騒音、振動2件、悪臭1件、その他2件）で、公害モニターの公害行政に対する意

見は7件（水質汚濁1件、騒音・振動1件、その他5件）となっている。

さらに公害モニターの環境問題に関する知識の向上を図るため、昭和62年11月25日、鴻池下水処理場において大阪府の下水処理の現状についての研修会並びに処理場の施設見学会を実施した。

これらのほかに、環境行政を遂行する上での参考に資することを目的として公害モニターに対し、生活騒音に関するアンケート調査を実施した。

第5 大阪府環境情報コーナーの運営

環境情報に対する府民のニーズに応じて、環境に関する情報を収集整理し、広く府民に提供、公開するとともに、昭和59年4月の環境影響評価要綱の施行に伴い環境影響評価についての相談等に応じるため「大阪府環境情報コーナー」（大阪市東区本町1-23ひし富ビル内）を昭和59年6月、環境月間に合わせて開設し、昭和62年度においても引き続き環境情報の充実に努め、昭和62年度末での蔵書数は環境保健部が発行、收受したものを中心に図書、資料類3,300余点で、昭和62年度中の利用者数は延べ1,940名であった。

また、同コーナーにおいて一般国道308号バイパス建設事業及び大阪港南港（北地区）埋立事業に係る環境影響評価書をそれぞれ1か月間府民に縦覧した。

第6 環境面での国際交流の推進

今日、地球的規模で環境汚染、環境破壊が進行しているため、環境面での国際的な技術交流を推進する必要があることから、大阪府では、これまで取り組んできた環境対策の手法や技術を生かした国際協力を進めている。

昭和62年度においては、廃棄物処理の技術職員を10日間インドネシア東ジャワ州に派遣し、スラバヤ市の廃棄物処理システムの改善に関する助言、指導を行うとともに、東ジャワ州からは、研修生1名を受け入れ、昭和63年1月から2月にかけて1か月間、本府の産業廃棄物、一般廃棄物の処理システム及び公害防止対策に関する研修を実施した。また、中国上海市との間で新たに水質保全専門家3名を10日間相互に派遣し、水質保全に関する全般的な技術交流を行った。